

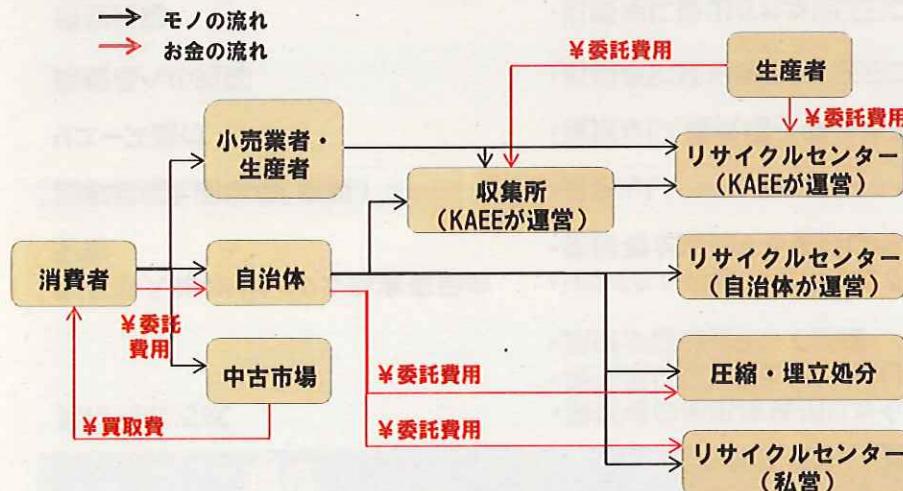
海外における家電リサイクル制度の概要

(1)ドイツ 廃電気・電子機器法(ElektroG)(欧洲WEEE指令)

スキーム(ドイツの例)	対象																				
<p>Diagram illustrating the German WEEE scheme:</p> <ul style="list-style-type: none"> Consumer: Reports container usage status to the local collection point. Local Collection Point: Handles collection and reporting to EAR. EAR (Electronic Waste Management Agency): Coordinates with the Federal Environment Agency (Bundesumweltamt) for recycling volume calculation and guidance. Producer: Registers with EAR, provides information on material flow, money flow, and information flow. Recyclers: Handle collection and report to EAR. Reuse Companies: Handle collection and report to EAR. Financial Flows: Collection points receive collection fees from consumers; recyclers and reuse companies pay collection fees to collection points. 	<table border="1"> <tr> <td>カテゴリー1.</td><td>大型家電製品</td></tr> <tr> <td>カテゴリー2.</td><td>小型家電製品</td></tr> <tr> <td>カテゴリー3.</td><td>情報技術(IT)・通信機器</td></tr> <tr> <td>カテゴリー4.</td><td>消費者機器</td></tr> <tr> <td>カテゴリー5.</td><td>照明器具</td></tr> <tr> <td>カテゴリー6.</td><td>電気・電子工具(大規模な据付型工具を除く)</td></tr> <tr> <td>カテゴリー7.</td><td>玩具、レジャー用品、スポーツ用品</td></tr> <tr> <td>カテゴリー8.</td><td>医療機器(移植された・感染したすべての製品を除く)</td></tr> <tr> <td>カテゴリー9.</td><td>モニター機器・コントロール機器</td></tr> <tr> <td>カテゴリー10.</td><td>自動販売機・自動現金引き出し機</td></tr> </table>	カテゴリー1.	大型家電製品	カテゴリー2.	小型家電製品	カテゴリー3.	情報技術(IT)・通信機器	カテゴリー4.	消費者機器	カテゴリー5.	照明器具	カテゴリー6.	電気・電子工具(大規模な据付型工具を除く)	カテゴリー7.	玩具、レジャー用品、スポーツ用品	カテゴリー8.	医療機器(移植された・感染したすべての製品を除く)	カテゴリー9.	モニター機器・コントロール機器	カテゴリー10.	自動販売機・自動現金引き出し機
カテゴリー1.	大型家電製品																				
カテゴリー2.	小型家電製品																				
カテゴリー3.	情報技術(IT)・通信機器																				
カテゴリー4.	消費者機器																				
カテゴリー5.	照明器具																				
カテゴリー6.	電気・電子工具(大規模な据付型工具を除く)																				
カテゴリー7.	玩具、レジャー用品、スポーツ用品																				
カテゴリー8.	医療機器(移植された・感染したすべての製品を除く)																				
カテゴリー9.	モニター機器・コントロール機器																				
カテゴリー10.	自動販売機・自動現金引き出し機																				
項目	概要																				
費用回収方式	<ul style="list-style-type: none"> 消费者的排出時負担ではなく、生産者が製品の販売量に応じて費用を支出 販売量に応じて支出した費用が回収処理費用に充当 																				
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル料金は明示されていない 																				
回収目標と回収率(定義)	<ul style="list-style-type: none"> ドイツの2010年の回収量は8.8kg ※WEEE指令改正前においては、欧洲WEEE指令の目標を適用(年間4kg/人) 改正欧洲WEEE指令では、以下の通り回収目標、回収率が設定 <ul style="list-style-type: none"> ドイツ国内でも指令に基づき回収目標の検討が行われる見込み 2015年12月31まで:住民1人当たり年間4kgまたは過去3年の平均回収量のいずれが多い方 2016年1月1日～2018年12月31まで:年間45%(重量):加盟国において過去3年間に上市されたEEEの平均重量に占める回収済WEEEの総重量の割合 2019年1月1日以降:以下の1)または2) <ul style="list-style-type: none"> 1)年間65%(重量):加盟国において過去3年間に上市されたEEEの平均重量に占める回収済WEEEの総重量の割合 2)年間85%(重量):加盟国において発生したWEEEの量に占める回収済WEEEの総重量の割合 																				
リユース還付	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 																				
既販品への対応	<ul style="list-style-type: none"> 当該年に排出されたWEEEについては、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われている 																				
倒産対応	<ul style="list-style-type: none"> 生産者は倒産した場合でも製品の処理義務を遂行できるよう、EAR登録時に銀行等の証明を取得 生産者は、保証金等を所轄官庁へ支払う義務を負う 																				
収集運搬費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 回収拠点までの収集運搬費用は消費者が負担 引渡費用は無料(自治体が各消費者の居住地域まで回収しに行く場合は消費者が負担) 回収拠点から処理拠点までの収集運搬費用は生産者が負担 自治体や小売業者が独自に処理を行う場合は自治体・小売業者が負担 																				

(2)韓国 電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律

スキーム



対象

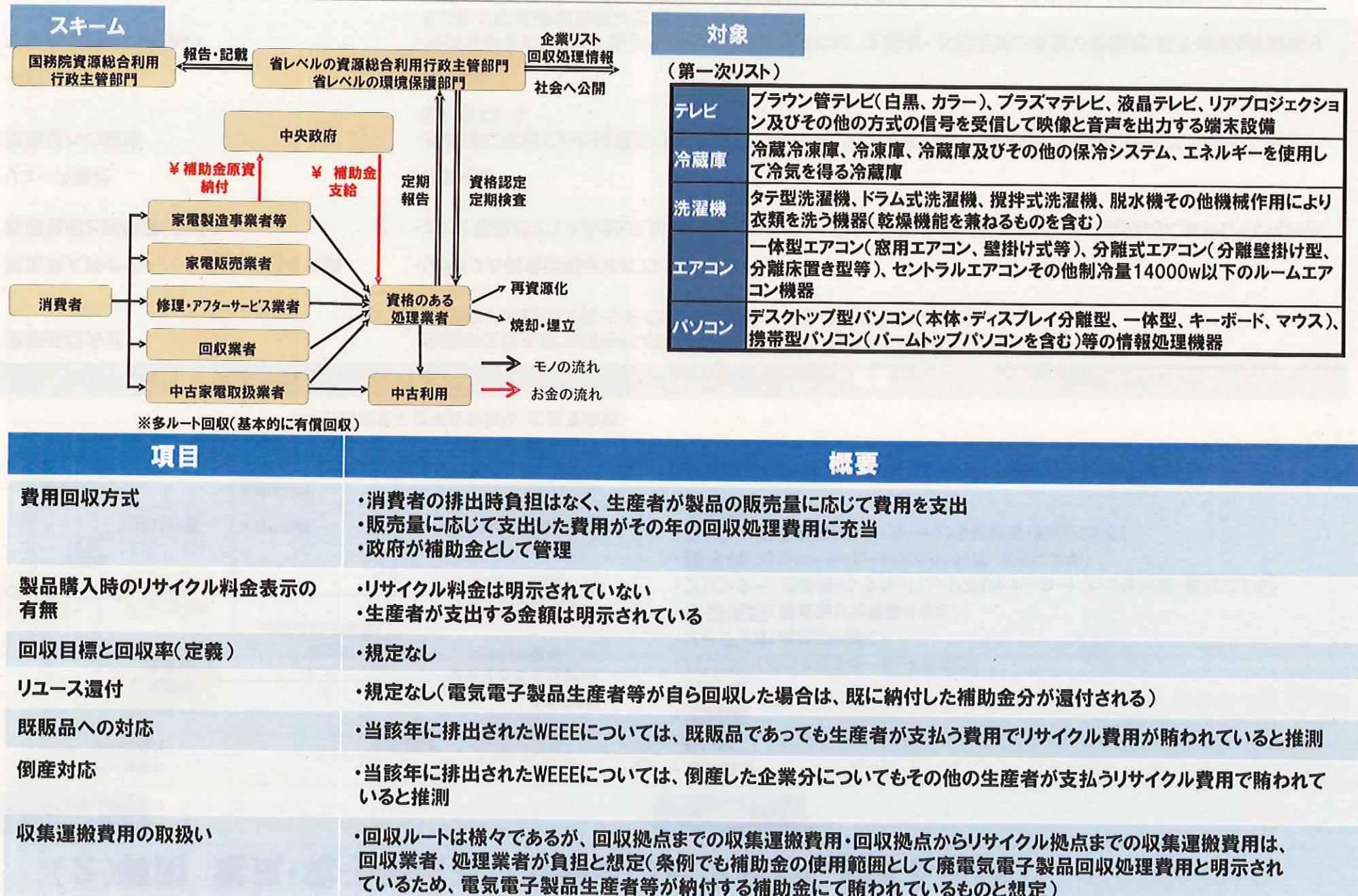
- ・エアコン
- ・テレビ
- ・冷蔵庫
- ・洗濯機
- ・パソコン(モニタ及びキーボードを含む)
- ・オーディオ(携帯用を除く)
- ・携帯電話(電池及び充電器を含む)
- ・プリンター(交換用インクカートリッジ及びトナーカートリッジは材質・構造による)
- ・複写機(交換用トナーカートリッジは材質・構造による)
- ・ファクシミリ(交換用トナーカートリッジは材質・構造による)
- ・自動車

※対象製品のカテゴリーは10品目であるが、詳細品目は25種となる

KAEE:韓国電子産業環境協会(生産者団体)

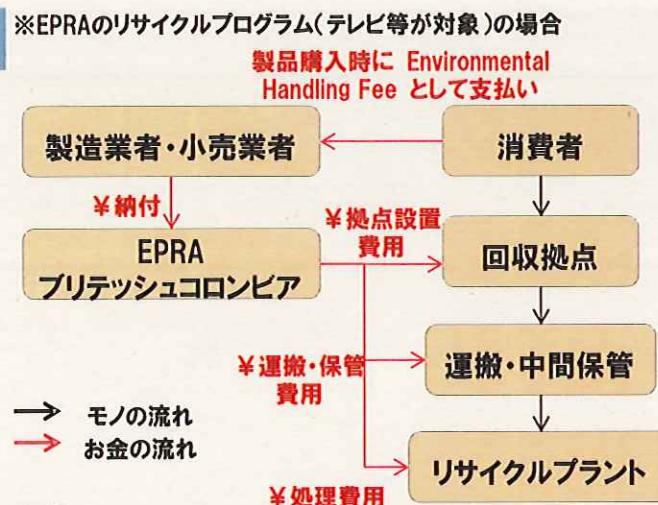
項目	概要
費用回収方式	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者又は生産者団体(KAEE)が基本的に回収・リサイクル費用を負担 ・自治体が独自に回収・リサイクルを実施する場合は独自予算で負担
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	・リサイクル料金は明示されていない
回収目標と回収率(定義)	・2011年時点で1人あたり2.5kgであったリサイクル量を、EUの水準である4kg以上に段階的に拡大していく計画
リユース還付	・規定なし
既販品への対応	・当該年に排出された廃電気・電子機器については、既販品であっても生産者が支払う費用でリサイクル費用が賄われている
倒産対応	・規定なし
収集運搬費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が新たな電気・電子機器を買い替える際には、生産者・小売業者が無償で廃電気・電子機器を引き取り、その後の収集運搬費用は生産者が負担 ・消費者が自治体に引き渡す際には、消費者が手数料を支払う。手数料は自治体から委託リサイクル業者までの運搬費や独自処分費用に充当

(3)中国 廃棄電気電子製品回収処理条例



(4)カナダ(ブリティッシュコロンビア州) Recycling Regulation

スキーム



対象

	対象製品	リサイクルプログラム開始時期
フェーズⅠ	テレビ、PC、PCモニター、キーボード、マウス、その他周辺機器、プリンター	2007年
フェーズⅡ	オーディオ・ビジュアル、コンシューマ機器、サーモス タット、携帯電話、住宅用蛍光灯、同製品に使用されるバッテリー	2010年7月1日
フェーズⅢ	煙探知器、同製品に使用されるバッテリー	2011年4月1日
フェーズⅣ	小型家電、同製品に使用されるバッテリー	2011年10月1日
フェーズⅤ	自動販売機、電気電子用具、IT・通信機器、大型家電、照明器具、医療機器、監視・制御装置、玩具、レジャー、スポーツ用品、同製品に使用されるバッテリー、E-waste付属品	2012年7月1日

項目

概要

費用回収方式	<ul style="list-style-type: none"> 消費者は対象製品購入時に、リサイクル料金を支払う 消費者が支払ったリサイクル料金がその年の回収・リサイクル費用に充当 生産者責任機構(EPRA、MARR等)がリサイクル料金を管理
製品購入時のリサイクル料金表示の有無	<ul style="list-style-type: none"> ブリティッシュコロンビア州では、リサイクル料金は明示され、製品価格に上乗せ又は別途徴収されているケースが多い 他州ではリサイクル料金の外部化が禁止されているケースもある
回収目標と回収率(定義)	<ul style="list-style-type: none"> ブリティッシュコロンビア州のEPRAプログラム(テレビ・PC等が対象)では、2011年からの3年間の年平均回収量目標を18,000トンと設定 MARRプログラム(大型家電が対象)の2012年からの2年間の回収率目標(=回収済製品の推定重量 ÷ 回収可能な製品の推定重量)を75%と設定
リユース還付	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし
既販品への対応	<ul style="list-style-type: none"> 当該年に排出されたWEEEについては、既販品であってもリサイクル料金で賄われている
倒産対応	<ul style="list-style-type: none"> 対象製品であれば孤児製品も回収される(リサイクル料金は孤児製品も含めた処理費用を賄うことができるよう設定)
収集運搬費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 消費者は自ら回収拠点に持ち込む 有料で回収を行う業者も存在